

ウォーカブル空間デザインプロジェクト（一宮駅周辺地区デザイン計画等策定業務） プロポーザル実施要項

一宮市（以下「本市」という。）では、ウォーカブル空間デザインプロジェクト（一宮駅周辺地区デザイン計画等策定業務）（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、プロポーザル方式により、本市にとって最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するため、本要項に基づき提案の募集を行うものである。

1 目的

本市の中心市街地である駅周辺の約1km圏内を対象として、居心地が良く、歩きたくなるまちなかを創出するため、道路、駅前広場、公園及び駅ビル等の公共空間のリノベーションにより、ウォーカブルな空間への再編を実現し、都市の多様性や生産性向上によるまちのアップデートを図ることを目的に、過年度や今年度実施する社会実験や、まちなか未来会議で検討されている未来ビジョン、さらに、まちの将来像を検討するデザイン懇談会での検討を踏まえ、駅周辺の一体的な空間形成が図れるよう、沿道の土地利用やデザインにも配慮しつつ、駅周辺エリアと駅前銀座通りにおける空間デザイン計画を作成する。

あわせて、大規模修繕及び耐震改修が必要な地下駐車場については、駐車場空間のさらなる利活用を念頭に、駅前周辺における駐車場の需給量などについて多角的な分析を行い、駐車場以外の利用を含めた集約・再編による賑わい空間創出を目指すため、地上のウォーカブルな空間への再編と一体的となった今後の地下駐車場のあり方を検討する。

2 本業務の内容等

(1) 業務名

ウォーカブル空間デザインプロジェクト（一宮駅周辺地区デザイン計画等策定業務）

(2) 業務内容

別紙「ウォーカブル空間デザインプロジェクト（一宮駅周辺地区デザイン計画等策定業務）特記仕様書(案)」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月15日まで

(4) 限度額

31,504,000円（消費税及び地方消費税等を含む）を上限とする。

なお、業務の内訳は次のとおりである。

デザイン計画の作成関連 20,009,000円

地下駐車場基本方針検討関連 11,495,000円

(5) 契約方法

随意契約

3 プロポーザルの参加資格

次に掲げるすべての条件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 本要項に基づくプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の手続き開始の日から本要項「7 企画提案書等」(1) 提出書類（以下「企画提案書等」という。）の提出日までの期間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 本プロポーザルの手続き開始の日から企画提案書等の提出日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 国税、都道府県税、市税を滞納している者でないこと。
- (6) 令和 4・5 年度入札参加資格者名簿（工事・設計）の業種名「都市計画及び地方計画」に登録されている者で、地域区分が「県内」、「名古屋」又は「市内」であること。
- (7) コンソーシアムとして提案する場合には、次の要件を満たすこと。
 - ア コンソーシアムの幹事者を決め、コンソーシアムに所属するすべての構成員の代表者名を記載すること。
 - イ 構成員は複数のコンソーシアムに所属することはできない。また、コンソーシアムに所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
 - ウ 参加表明時にコンソーシアムの協定書（写し可）を併せて提出すること。なお協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - エ コンソーシアムに所属するすべての構成員は、上記(1)～(5)のすべてに該当する必要がある。なお、(6)については、幹事者が該当していれば可とする。
 - オ 提案書提出後は、コンソーシアムに所属する構成員を変更することはできない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。
- (8) 平成 25 年度以降に完了した次の同種又は類似業務の実績（元請に限る。）を有する者であること。
 - ・同種業務：「道路空間再構築」及び「駅周辺まちづくり」に関する計画策定業務
 - ・類似業務：「道路空間再構築」又は「駅周辺まちづくり」どちらか一つに関する計画策定業務

4 最優秀提案者等の選定

本市が設置したウォークアブル空間デザインプロジェクト（一宮駅周辺地区デザイン計画等策定業務）審査評価委員会（以下「審査評価委員会」という。）は、参加希望者が提出する本要項「5 参加表明書等」の提出書類を審査し、企画提案書等を提出する者（以下「提案者」という。）を選定するものとする。なお、提案者の選定にあたっては、本要項「3 プロポーザル参加資格」について審査するが、次のいずれかに該当する場合は選定しないものとする。

- (1) 定められた提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- (2) 参加表明書等に虚偽の内容が記載されている場合

- (3) 本要項、仕様書等で定める事項に適合しない場合
- (4) 不正行為や不正工作があったと認められる場合
- (5) その他審査評価委員会が不相当と認める場合

提案者は、企画提案書等を提出するとともにプレゼンテーションを行うものとする。審査評価委員会は、本要項「9 企画提案書等の審査」に基づき審査を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定するものとする。

なお、本要項に関する事前説明会は行わないものとする。

5 参加表明書等

参加希望者は、次のとおり参加表明書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2-1）
- ウ 会社実績（様式2-2）
- エ 配置予定担当者（様式3-1, 3-2, 3-3）
- オ 業務の実施体制（様式4）

(2) 提出部数

(1)アからオを各2部（正本1部、副本1部）とする。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

令和5年6月15日(木)から令和5年6月22日(木)必着（郵送含む）

イ 受付時間

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 提出手続き

ア 提出先

本要項「15 担当窓口」

イ 提出方法

直接又は郵送による提出とする。

※ 郵送の場合は、必ず「簡易書留」、「特定記録」など配達記録が残る方法とする。

なお、送付物の到達確認を担当窓口にて行うこと。

(5) 共通項目

- ア 各様式はA版とし、記載文字は11ポイント以上とすること。
- イ 各様式の項目で記入事項がないときは、空欄とせず「なし」と記入すること。
- ウ 各様式の注意欄に枚数の指定がないものは、複数枚とすることも可。

6 参加表明書等の内容

(1) 会社概要書（様式2-1）

会社名（名称又は商号）、代表者氏名、本社所在地、事業内容、社員数、資本金、直近の事業年度総売上高、実績件数など必要事項を記載し、次に示す書類を提出するものとする。

ア 印鑑証明書（提出日前3カ月以内に発行されたもの）

イ 登記事項証明書

（商業・法人登記：現在事項全部証明書）（提出日前3カ月以内に発行されたもの）

ウ 納税証明書等（国税、県税、市税において未納がないこと。直近1年分）

(2) 会社実績（様式2-2）

「道路空間再構築」及び「駅周辺まちづくり」の計画策定に関する業務実績について記載する。
なお、業務概要に「道路空間再構築」と「駅周辺まちづくり」両内容を含むもの（同種業務）か、
どちらか一方を含むもの（類似業務）がわかるように記載する。

(3) 配置予定担当者（様式3-1, 3-2, 3-3）

本業務に配置予定の担当者（管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者）に関し、次の項目について記載するものとする。

ア 所属

イ 氏名

ウ 生年月日

エ 担当予定の業務内容

オ 実務年数

カ 保有資格

キ 業務実績

ク 履行中の業務（管理技術者のみ記載）

(4) 業務の実施体制（様式4）

配置担当者の責任や役割等業務実施に関する体制を記載するものとする。

7 企画提案書等

提案者選定結果通知書（様式5-1）により提案者として通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 見積書（様式6）

イ 業務の実施方針（様式7）

ウ 業務工程表（様式8）

エ 企画提案書（任意様式）

(2) 提出部数

企画提案書等の提出部数は、各6部とし、電子データもCD-R又はDVDで1枚提出する。

(3) 提出期間及び提出時間

ア 提出期間

令和5年6月29日（木）から令和5年7月19日（水）必着（郵送含む）

イ 提出時間

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

※ 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定された日

(4) 提出手続き

ア 提出先

本要項「15 担当窓口」

イ 提出方法

直接又は郵送による提出とする。

※ 郵送の場合は、必ず「簡易書留」、「特定記録」など配達記録が残る方法とする。

なお、送付物の到達確認を担当窓口にて行うこと。

(5) 共通事項

ア 各様式はA版とし、記載文字（図表等の文字は除く）は11ポイント以上とすること。

イ 各様式の項目で記入事項がないときは、空欄とせず「なし」と記入すること。

ウ データ形式はWordとし、企画提案書はPowerPointとする。

8 企画提案書等の内容

(1) 見積書（様式6）

ア 提案者は、作成した企画提案書（任意様式）を踏まえ、必要な経費を算出し、内訳書を添えて見積書を提出すること。

イ 直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等、消費税額及び合計額を記載すること。

ウ 委託積算の参考とするため、再見積を依頼した場合は協力すること。

(2) 業務の実施方針（様式7、A4版1頁以内）

業務実施に関する方針を記載するものとする。

(3) 業務工程表（様式8、A4版1頁以内）

業務における工程表を作成し、記載するものとする。

(4) 企画提案書（任意様式、A4版4頁又はA3版2頁以内）

本業務に関する企画提案は、次に掲げるテーマについて、明瞭かつ簡潔に作成し、図面等を添付する場合は、鮮明なものとなるように配慮するものとする。ただし、会社名や配置予定技術者等が特定できる表現をしないものとする。

テーマ1

道路空間再編が周辺道路に与える影響を把握し、再編に伴う課題を整理するための具体的な検討・取組手法を提案すること。

テーマ2

道路及び地下駐車場の空間再編を検討する上で、実効性のある提案を行うための着眼点・留意点について提案すること。

(5) 企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングは、次のとおり行うものとする。ただし、会社名や配置予定技術者等が特定できる表現をしないものとする。

ア プレゼンテーション及びヒアリングは、令和5年7月31日(月)を予定しており、詳細な時間、場所、説明時間等は、別途プレゼンテーション及びヒアリングを行う提案者に通知する。

イ 説明者は、業務実施体制に記載された配置担当者3名までとする。

ウ プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。

エ プレゼンテーション及びヒアリングに使用する資料は、提出した様式7の業務の実施方針、

様式 8 の業務工程表及び企画提案書の内容のみとし、追加資料の配付、説明は原則不可とする。
オ パソコン等を使用して説明するときは、スクリーン、プロジェクター、延長コードは本市で準備するが、パソコン（付属品を含む）のほか必要なものは、提案者が用意するものとする。

9 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査、評価は、次のとおり行うものとする。

(1) 見積書

見積書の妥当性について、審査を行うものとする。

(2) 業務の実施方針、業務工程表及び企画提案（プレゼンテーション、ヒアリング）

業務の実施方針、業務工程表及び企画提案事項について、別表の評価項目 3 に基づき審査を行い、評点するものとする。

(3) 選定基準等

ア 参加表明書等について、別表の評価項目 1 及び 2 に基づき審査を行い、その評価点数及び企画提案書等の審査の評価点数の合計が最も高い提案をした者を最優秀提案者とし、2 番目に高い者を次点提案者として選定する。

イ 最高得点者が複数の場合は、企画提案書等審査の総合評価が最も高い者を最優秀提案者として選定する。その項目も同点だった場合は、見積金額が低い者を最優秀提案者として決定する。

ウ 提案者が 1 者の場合においても、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、各審査項目の審査基準に基づき審査評価委員会でその提案内容が優れていると審査された場合は、その提案者を最優秀提案者として選定する。

(4) 無効となる提案等

次のいずれかに該当した場合は、審査対象外となり無効とする。

ア プロポーザル参加資格を満たさない場合

イ 定められた提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

ウ 参加表明書等、企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合

エ 本要項、仕様書等で定める事項に適合しない場合

オ 企画提案見積金額が不相当と認める場合

カ 不正行為や不正工作があったと認められる場合

キ その他審査評価委員会が不相当と認める場合

10 要項等に関する質問

本要項、仕様書に関する質問については、質問書（様式 9）に質問の内容を記載し、電子メールで送付するものとする。なお、電子メールについては、開封確認により送信する、又は担当窓口にて電話にて到達確認を行うものとする。

また、本要項、仕様書に関する質問及び回答については、本市公式ウェブサイト公表するものとし、個別の回答は行わないものとする。

(1) 提出期間

令和 5 年 6 月 15 日(木)から令和 5 年 7 月 10 日(月)午後 5 時まで

(2) 提出先

本要項「15 担当窓口」

(3) 質問への回答期限

質問書提出の翌日から起算して7日以内（土曜日及び日曜日を含まない）

※ 質問は本要項、仕様書の範囲内に限る。

1.1 審査結果

(1) 結果通知

審査結果については、参加表明書等を提出した者（以下「参加者」という。）及び提案者へ書面及び電子メール（様式5-1, 5-2, 10-1, 10-2, 10-3）にて、参加表明書記載の連絡先に通知するものとする。

(2) 非選定の理由

(1)のうち、提案者又は最優秀提案者に選定されなかった者は、次のとおり一宮市長に対して、非選定理由の説明を書面にて求めることができるものとする。

ア 提案者として選定されなかった場合（様式5-2により通知を受けた者）

提出期間：通知を受けた日から令和5年7月5日(水)まで〔予定〕

（土曜日及び日曜日を除く。）

提出時間：午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

イ 最優秀提案者に選定されなかった場合（様式10-2, 10-3により通知を受けた者）

提出期間：通知を受けた日から令和5年8月14日(月)まで〔予定〕

（土曜日及び日曜日を除く。）

提出時間：午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

ウ 提出先

本要項「15 担当窓口」

(3) 非選定理由の説明に対する回答

回答は、説明を求める書面の提出期限の翌日から起算して5日以内（土曜日及び日曜日を除く）に書面より行うものとする。

1.2 契約

(1) 審査評価委員会によって選定された最優秀提案者は、本業務の契約に係る交渉権者（以下「交渉権者」という。）となり、本業務の契約に関する諸条件等について本市と協議を行い、協議が成立した場合、本市と契約を締結し事業者（以下「委託事業者」という。）となるものとする。

(2) 本業務における契約において、最優秀提案者との協議が不調となった場合又は最優秀提案者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点提案者が交渉権者となり、協議を行うものとする。

ア 「3 プロポーザルの参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき。

イ 提案内容が無効となったとき。

ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められたとき。

(3) 業務計画については、交渉権者が提出した企画提案書等を基に、市との協議を経て作成するものとする。

- (4) 契約締結後であっても、次のいずれかに該当する場合には契約を解除し、委託事業者を変更することができるものとする。
- ア 企画提案書等に虚偽の記載があることが明らかになった場合
 - イ 委託事業者に重大な瑕疵がある場合
 - ウ 本業務遂行の意思が認められない場合
 - エ 本業務の遂行能力がないと認められた場合
 - オ その他契約を継続するに耐えない事情がある場合
- (5) 全ての提案事項について契約を保証するものではなく、企画提案書等について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と交渉権者との協議により、契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことができるものとする。

1.3 その他

- (1) 参加者は複数の企画提案をすることはできないものとする。
- (2) 企画提案書等の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 企画提案書等について、情報公開請求があった場合は、「一宮市情報公開条例（平成12年条例第33号）」に基づき、公開することができるものとする。
- (5) 企画提案書等は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製することができるものとする。
- (6) 企画提案書等は返却しないものとする。
- (7) 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (9) 委託事業者は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、本市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (10) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (11) 本プロポーザルにて電子メール等の通信事故が起きた場合について、本市は一切の責めを負わないものとする。
- (12) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合、交渉権者は、本市に報告するとともに警察へ被害届を提出するものとする。これを怠った場合は、原則として契約を締結しないものとし、本市は一切の責めを負わないものとする。
- (13) 契約を締結するまでの間に、交渉権者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合及び「暴力団排除合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、本市は一切の責めを負わないものとする。
- (14) 参加表明書等を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式11）を直接又は郵送により本要項「1.5 担当窓口」に提出するものとする。

※ 直接の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

郵送の場合は、必ず「簡易書留」、「特定記録」など配達記録が残る方法とする。

1.4 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。

日程（予定）	項目
令和5年6月14日～ 令和5年7月20日	本要項配布 ※告示及び本市公式ウェブサイトにて公表
令和5年6月15日～ 令和5年6月22日 午後5時まで	参加表明書受付期間
令和5年6月15日～ 令和5年7月10日 午後5時まで	質問書受付期間
令和5年6月28日	提案者選定結果の通知・企画提案書等の提出依頼
令和5年6月29日～ 令和5年7月19日 午後5時まで	企画提案書等の提出期間
令和5年7月31日	プレゼンテーション及びヒアリング
令和5年8月3日	審査結果通知
令和5年8月下旬	契約締結

1.5 担当窓口

一宮市役所本庁舎8階 まちづくり部都市計画課 まちなか事業グループ

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

TEL：(0586)28-8981 FAX：(0586)73-9218

電子メール：tokei@city.ichinomiya.lg.jp

別表 参加表明書等、企画提案書等、プレゼンテーションの評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価項目の着目点		配点	評価基準
1 予定技術者の 経験及び 能力	管理 技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	5	技術士（総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画）） 特別上級土木技術者（流域・都市、調査・計画、設計、総合） 再開発コーディネーター 技術士（建設部門「都市及び地方計画」） RCCM（「都市計画及び地方計画」） 上級土木技術者又は1級土木技術者（流域・都市、調査・計画、設計） 再開発プランナー
		平成25年度以降に完了した同種又は類似業務を担当した実績	5	同種業務実績がある 類似業務実績がある なし
		業務の繁忙度（令和5年6月1日時点の手持ち業務）	5	5件未満 5件以上10件未満 10件以上
	担当 技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容 （主たる担当技術者について評価を行う）	5	技術士（総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画）） 特別上級土木技術者（流域・都市、調査・計画、設計、総合） 再開発コーディネーター 技術士（建設部門「都市及び地方計画」） RCCM（「都市計画及び地方計画」） 上級土木技術者又は1級土木技術者（流域・都市、調査・計画、設計） 再開発プランナー
		担当技術者の複数従事体制	3	本業務に従事できる担当技術者を3名以上配置できる 本業務に従事できる担当技術者を2名配置できる 本業務に従事できる担当技術者を2名配置できない
	2 業務実績	会社	平成25年度以降に完了した同種又は類似業務の実績	3
小 計			26	
3 業務実施方 針及び企画提 案	1. 業務の実施方針、工程表		10	目的、条件、内容の理解度 業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性 業務実施上の留意点を明確にし、その対応策についての記載内容の妥当性 [加点項目] 業務の特性を踏まえた実施方針に関する創意工夫があり、その妥当性が高い
		2. 企画提案書	55	業務の目的を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容が網羅された適切な提案となっている 一宮市総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画や関連計画等と整合し、ウォークアブルな空間への再編を実現するための着眼点や課題解決に向けた考え方が論理的に示されている ・道路空間再編による交通影響を的確に把握するための検討・取組手法が具体的に提案されている ・提案における創意工夫が感じられ、独自の提案になっている ・業務箇所の特徴・課題等をふまえ、整備すべき機能の検討方針等が明確であり、実現性が類似実績等に裏付けられた提案となっている ・提案内容を確実に実現するための手法等について十分な説得力がある ・継続的に事業の評価・見直しをしやすい提案内容になっている 手法が具体的かつ明確であり、確実に実施できるスケジュールになっている
	3. 運営補助		5	各種会議の運営補助について、具体的に提案されており、十分な運営補助が期待できる
	4. その他効果的な提案事項		4	[加点項目] その他、本業務の遂行にあたり効果的かつ実現性の高い提案がある
	小 計			74
合 計（評価点）			100	